日本古代の氏（uji）と姓（kabane）―現代の用語の面から概説―

明治大学文学部　准教授　中村友一

１　はじめに

日本古代の「氏（ウヂ・ウジ）」は政事（マツリゴト）の制度として、成文法ではなく成立した。古代における「氏」成立当時には、近い時期に導入された漢字の字義ともズレを生じていた。だが、中国の古代においても漢字の指し示す内容も変化していたが、そのため日本古代の史料上でも複数の意味を表す場合がある。この報告でも、まず「氏」「姓」「氏姓」「氏族」の用語の違いと現在使用する名字との意味の差異があることを理解していただく事を第一の目的としたい。

２　「氏姓」と「氏姓制」

＊氏姓とは→音読みで「シセイ shisei・シショウ sisyo」　訓読みで「ウヂ（ジ）Uji・カバネ Kabane」
個別には「氏（ウヂ）」と「姓（カバネ）」という二つの構成要素。氏姓制（Shisei sistem）

（例）　藤原　朝臣　道長　　井出　小足
氏　姓　個人名　　氏　個人名

大伴　宿禰　家持　　錦部　刀良
氏　姓　個人名　　部　個人名

→特に下段の人名のように「姓」を与えられていない者を「無姓」＝ムセイ（ムカバネ）と呼称。→一般的には氏姓ともに、もしくは部称もない者を指して称されている。

→５世紀代までは、氏族もいまだ氏（ウヂ）や姓（カバネ）を賜与されていない
→有力氏族の母集団が王権と関係を結ぶ
葛城氏　和邇氏　吉備氏　出雲氏　大伴氏　物部氏　上毛野氏など
→「古く渡来した帰化系氏族の人々は、むしろ地方において勢力をたくわえ、土着の豪族として成長してゆく」［上田 70］→帰化渡来系氏族も豪族化

・当該期の王族と氏族　　『日本書紀』允恭天皇 19 四年九月己丑・戊申条
詔曰、上古之治、人民得所、姓名勿レ錯。今朕踐祚、於レ茲四年矣。上下相争、百姓不レ安。或誤失二己姓一、或故認二高氏一。其不レ至レ於レ治者、蓋由レ是也。朕雖レ不レ賢、豈非レ正二其錯一乎。群臣議定奏レ之。群臣皆言、陛下挙失レ正レ枉、而定二氏姓一者、臣等冒レ死、奏可。
戊申、詔曰、群卿百寮及諸国造等皆各言、或帝皇之裔、或異之天降。然三才顕分以来、多歴二萬歳一。是以、一氏蕃息、更為二万姓一。難レ知二其実一。故諸氏姓人等、沐浴斉戒、各為二盟神探湯一。～中略～是以、故詐者愕然之、予退無レ進。自レ是之後、氏姓自定、更無二詐人一。

→盟神探湯による氏姓の誤りを正す伝承。実年代は推定できず、伝承も史実とは考えられないが、王が出自を管理する伝承が反映されている。
※闕史八代　→実在の可能性が低い。
２綏靖天皇・神渟名川耳天皇（かむぬなかわみみ）
３安寧天皇・磯城津彦玉手看天皇（しきつひこたまてみ）
４懿徳天皇・大日本彦耜友天皇（おおやまとひこすきとも）
５孝昭天皇・ 観松彦香殖稲天皇（みまつひこかえしね）
６孝安天皇・日本足彦国押人天皇（やまとたらしひこくにおしひと）

７孝霊天皇・大日本根子彦太瓊天皇（おおやまとねこひこふとに）
８孝元天皇・大日本根子彦国牽天皇（おおやまとねこひこくにくる）
９開化天皇・稚日本根子彦大日日天皇（わかやまとねこひこおおびび）

・６世紀代の金石文から見える氏姓の成立

＊隅田八幡神社鏡銘

癸未年八月日十、大王年男弟王、在意柴沙加宮時、斯麻念長、奉遣**開（帰）中費直**穢人今州利二人等、取〔所ヵ〕白上同二百旱、作此竟、

（癸未の年八月十日、男弟王が意柴沙加の宮にいます時、斯麻が長寿を念じて河内（紀）直・穢人今州利の二人らを遣わして白上銅二百旱を取ってこの鏡を作る）

→「癸未年」（503）は 443 年、未年説などもあるが、現在は前者が有力。
「男弟王」が大和の「意柴沙加宮」（忍坂宮）にいたときに「斯麻」が鏡を作らせて「男弟王」の長寿を祈った。「斯麻」は神功紀の斯麻宿禰説もあるが、『書紀』や墓誌の別称などから武寧王斯麻説が有力。
→「乎弟（いろと）王」やふと王などの説もある「男弟（おおと）王」は「男大迹（おほど）王」に比定でき、継体天皇をさすか。継体が畿内勢力との軋轢で晩年まで大和入できなかった記述と祖語。他、「日十大王」などさまざまな論点がある。
→遅く見積もって６世紀初頭に「開（帰）中費直」の氏姓が成立。「費直」は『書紀』欽明二年七月条「加不至費直」もあり、姓「直」の旧表記。
律令法が導入・整備されていくよりも前に成立・機能していた、天皇が管理する制度として倭国王が賜与する主体側になることを企図し、６世紀初頭頃に創始された。

＊出雲岡田山一号墳出土鉄刀銘

各田卩（阝）臣□□□素□大利□

→築造年代が六世紀中葉～後半とされる墳長 21.5 ｍの前方後方墳。
後漢期の「長宜子孫」銘の内行花文鏡など重文。
→部の存在と在地の額田部臣氏の存在と「部」がすでに成立していることなど重要史料。
→木簡では伴造―伴部関係が類推される比較的古い時期（７世紀後半）と想定される滋賀県西河原森ノ内遺跡出土木簡に見える「卜部」の事例がある。
→部の創始を五世紀代とすることは難しい。早くても６世紀代に創始。
人・や部による臣民の区分は朝鮮にヒントを得たか→後に独自性。
※『日本書紀』の記述自体を検討するようになってから研究が進展するが、制度の成立については 1960 年の阿部武彦『氏姓』による５世紀代説以降、しばらくは５世紀代もしくは６世紀代成立との見方が主流を占めた。これに対して７世紀代に成立を遅らせる見解が近年の主流的な説となったが、制度の整備確立を重視したもので純粋に成立した時期とは言い難い。最近では５世紀末から６世紀前半頃に成立したとする説が有力である［中村 04・中村 09］。

３　氏（ウヂ）と氏族と明治期の歴史用語規定

明治時代に欧米の歴史学を導入し、欧米の歴史学でいうクラン（clan）やゲンス（gens）などの訳語として、主に「氏」が当てられ、血縁親族を「氏族」とした。
そのため氏族制や氏族共同体などの概念を採り入れた研究が長らく続いた。
現在ではこの議論は「記紀」に見られる「氏」「氏族」とは異なる対象を指しており、王権の

成立以前の親族集団を指すには家族（family）や親族（kins and affines）といった概念の方が近いということを認識しておかなければならない。
このような理解は、戦後すぐに津田左右吉がウヂが政治組織であることを説いたことより始まる［津田 47］。その後、直木孝次郎や義江明子らによって発展的に継承されて通説的理解を得ている［直木 64・義江 86］。現在、血縁親族を中心としながらも名目的に系譜関係を共有する、祖先を同じくする擬制的同祖同族関係氏族を包括する集団を指す語として定着［中村 09］。
→埼玉県稲荷山古墳出土金錯鉄剣銘に見える「奉事根原」が示唆するように、王権との関係性を代を重ねることによりウヂという王権内での政治集団として認められていくものである。
中国から父系重視の価値観の被影響下に、またすでに骨考古学の成果に示されるように［田中 95・清家 10］、その継承はリネージ（lineage）のような父系的（patriliny）な出自集団であり、擬制的な同族系譜意識を基本としたものである［溝口 82］。母系制（matriliny）は否定される。

４ウヂを要素とする氏姓制度とその特質

日本古代における氏姓制度はウヂ（氏）とカバネ（姓）を構成要素とするが、それに関わる論点は多岐に渉る。制度の成立、制度における関係性、個別の氏族やカバネに関する論点等々。
氏姓制を規定する明文法はなく、慣習的な制度としては天皇を中心とした人臣・公民との人格的な「仕奉」関係を通して政事を行うための制度とまとめられる。天皇は氏姓を持たずに、人臣・公民へと氏姓を賜与貶奪する権能を有する立場である点、賜与された氏姓は「名負氏」として一族の代表者が王権に何らかの形で仕え奉る、もしくは物品を生産・貢納する点が特徴的［吉村 96］。7 世紀に入ると氏姓は同族も称すようになり、それを氏上が管掌するようになる。氏上は天智天皇３年（664）の甲子の宣に始まる法的な整備が進んだ。姓についても、貫徹はしなかったが天武天皇 13 年（684）に八色の姓が制定されてある程度序列化が志向された。その後は「賜氏姓・改賜氏姓」により氏名や姓が変更されるようになり、ウヂの政治的意義が弱まることとなる［中村 09］。

＊中国・朝鮮の「氏・姓」との違い
　→先秦時代、「姓」は血縁的氏族、「氏」は領土的氏族を表す。漢代には混同［尾形 79］。
※新羅の骨品制→聖骨・真骨と六～一頭品という序列。法興王七年（520）の律令伝来と関係？
　　『北斉書』巻七河清四年（565）の「金真興」＝真興王
　→易姓革命論、殷代以来の父系制と周代以降の同姓不婚⇔日本の族内婚

①王族→皇室は氏姓を持たない。他には賤身分だけであり、氏姓を持つ百姓層と対比して身分標識となる→江戸時代には農民以下も名字を許されず。江戸幕府が身分統制に力点
②「氏」は天皇によって賜与されるものであり、自由には名乗れなかった
③「氏」には地名や職掌名を負い（名負）、それに由来する仕奉や貢納を王権に果たす
④一般民衆は「某部」称を称する、いわゆる部民制により把握される
⑤天皇は氏姓を賜与褒貶して改める「改賜氏姓」により政策の手段としても多用される

＊氏を統率する「氏上制」→大王（天皇）は氏族や民衆をどこまで管掌できたのか？
大王　―　氏上　―　氏人　　→緩やかで間接的な氏族管掌
　　└氏上　―　氏人　　擬制的同祖同族関係

＊氏上は、氏族側が選び天皇に認定される〈位階や職が氏内で最高の立場にある族長的な人物〉
　→天皇は氏上を公的に認可し、その権能を認める。氏上を通して緩やかに・間接的に管掌

→氏上の職掌＝①氏人・同族の認定、②氏文の保管・所蔵、③氏賤の相続・管理、④氏女の貢進、⑤氏寺の管理・法会の執行、⑥氏神社の管理・祭祀の執行［中村英ａ］
→氏上と氏神祭祀を催行する神主任命を結びつけて再論［中村英ｂ］

６「氏」の特徴と現在も用いられる「名（苗）字」（myoji ≒ family name）との違い

・現在の名字の多様性　→約十数万種
→「氏（ウヂ)」「氏名（ウヂナ)」は名字の一形態として現在まで残る。
→逆に言えば、「氏」には名字に名称面では包摂されるが、細分化した際に違い。
→「名字」と「氏」との違いは単なる名称だけではなく次のような意義がある
・「名字」とは大きな「氏」の中で、各親族（今で言う家族のようなもの）を弁別する称（＝家名）が最初の形として現れる。
・平安時代の半ば頃から、荘園などの既得権益に由来する職業やその土地（名田など）から「名字」が発生する。
・「苗字」の用字は、水田に関わり苗に関係するという説、子孫が稲―苗の関係に見立てられて用いられたとする説などがある。
→利権を持った土地や役職名・相続する家の名などを用いた親族集団の称。
→さらに家々が分裂したり、居住地の違いなどで屋号のごとき家の名も発生
→「名字」はそれぞれの親族や個人が自由に名乗り、与えることができる。
※このように名字が発生した後も、自らの由緒、血統意識として本氏姓が意識されていた。

７　おわりに・氏姓制の一般的な流れ

個人名のみの時代　→　氏姓や部称の賜与　→　本氏姓のまま現在に至る称
→　家名により家柄の弁別　→現在へ
→　名字により各家族を弁別　→現在へ
～→明治時代に至り名字を称して現在へ

＊今後の課題＝ウヂが親族組織を中心とした集合体である以上、その解明も併せて行われる必要がある。いわゆる双系制（双方的親族関係のこと・bilateral）の名残である親族名称や、例外的に母方の氏姓を負ったとする「賜氏姓・改賜氏姓」の事例もあることから、ウヂと家などの親族組織との複合・継承の関係性が注目されるところである。

【参考文献】

阿部武彦『氏姓』至文堂、1960 年　尾形勇『中国古代の「家」と国家』岩波書店、1979 年
清家章『古墳時代の埋葬原理と親族構造』大阪大学出版会、2010 年
田中良之『古墳時代親族構造の研究―人骨が語る古代社会―』柏書房、1995 年
直木孝次郎『日本古代の氏族と天皇』塙書房、1964 年
中村友一『日本古代の氏姓制』八木書店、2009 年　津田左右吉『日本上代史の研究』岩波書店、1947 年
中村友一「人・部制の成立と展開」『駿台史学』148、2013 年
中村英重『古代氏族と宗教祭祀』吉川弘文館、2004 年
溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』学習院、1982 年
義江明子『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、1986 年
吉村武彦『日本古代の社会と国家』岩波書店、1996 年